

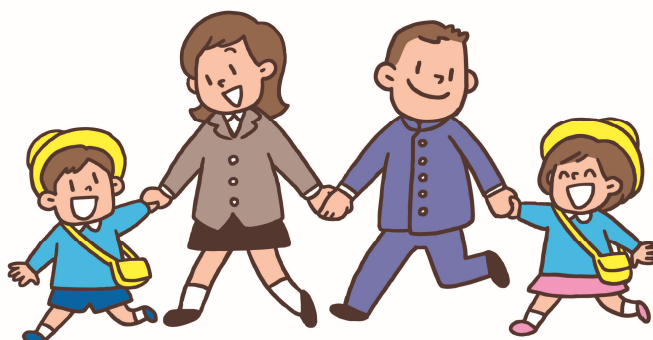
## 第1章 計画の基本理念と方向性

### 1 基本理念

総社市の子ども・子育て支援対策の目指す方向性として、次の基本理念を定めます。

すべての子どもが笑顔で成長していくために、  
子どもの育ちを支え合うまち

- 家庭や地域の人々が一体となって「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指し、まち全体で子どもの育ちを支え合う仕組みを整えます。
- 「総社市子ども条例」に基づき、すべての子どもの権利を擁護し、子どもが生まれ育った環境によって左右されることのないよう、健やかに育成される環境を整備します。
- 「子育て王国そうじゃ」の実現に向け、政策について選択が求められる場合には「子どもの利益」を最大の価値基準とし、子どもを安心して生み育てられるまちをつくります。
- 幼児期に豊かな経験ができる質の高い学校教育及び保育を提供し、将来多様な価値を認めることができる、地域を愛せる心豊かな大人になれるよう、自身のことを自分で考え行動できる自立した大人になれるよう、子どもたちを育てていきます。



## 2 計画の基本目標

本計画の基本理念の実現に向けて次の6つの基本目標を掲げ、市民、地域、行政、福祉・医療・保健・教育などの関係機関、企業の協働のもと、総合的な施策の展開を図ります。

### （基本目標1）就学前の学校教育・保育の提供体制を充実させる

乳幼児期の重要性や特性を踏まえるとともに、子育て家庭のニーズを的確に把握し、幼稚園や保育所などの学校教育・保育事業の提供量の拡充とともに、子育てを支援する者の専門性の向上や施設の改善、保育所、幼稚園、認定こども園及び小学校の連携強化など質的向上を推進します。

### （基本目標2）地域における子ども・子育て支援を充実させる

仕事と子育ての両立を支援するため、多様なニーズに対応した保育を一層充実させます。また、すべての子育て家庭が地域で安心して子育てができ、子育てを通じて親も成長できるよう、子育て家庭が抱える不安や負担感の軽減を図るための環境づくりや、親の成長を促すための支援を充実させます。

さらに、子育てを支援する地域力の向上を図るため、中高生や高齢者をはじめ、子育て世帯以外が乳幼児に関わる機会を増やし、さまざまな方や団体が子育て支援に参画することを促すとともに、地域の子育て支援に関する関係機関や団体などのネットワークを強化します。

### （基本目標3）困難を抱える子ども・家庭を支援する

子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、すべての子どもたちが夢と希望をもって成長していける社会の実現を目指します。

具体的には、障がいがある子ども、ひとり親家庭の子ども、不登校の子ども、外国籍の子どもなど、社会的な支援の必要性が高い子どもが地域社会で健やかに成長するための施策を充実させます。また、児童虐待、いじめ及び子どもの貧困の根絶を目指すとともに、子どもや親への相談体制を充実させます。

### （基本目標4）子どもと保護者の健康支援を充実させる

安全な妊娠・出産、育児不安の軽減、子どもの疾病予防などのため、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を推進します。

また、子どもをより健康にすることで、小児医療費の適正化を推進します。

さらに、子どもの食育、思春期保健対策を一層推進します。

### （基本目標5）ワーク・ライフ・バランスを推進する

子育て家庭の男女ともに、家庭生活と仕事の両立を図ることができるよう、労働者、事業主、地域などへワーク・ライフ・バランスについての理解を促すとともに、法制度の周知や長時間労働の是正や育休取得奨励をはじめとした子育て家庭を支援する職場づくり、育メン、育ジイ、育ボスなどの育成を推進します。

### （基本目標6）次代を担う子どもの生きる力を育む

若い世代が子育てについて学ぶ機会、地域での学びの機会の充実など、保育所、幼稚園、認定こども園、学校、家庭及び地域が連携し、次代を担う子どもの生きる力を育むための取組を推進します。

## 3 幼児期の学校教育・保育提供区域の設定

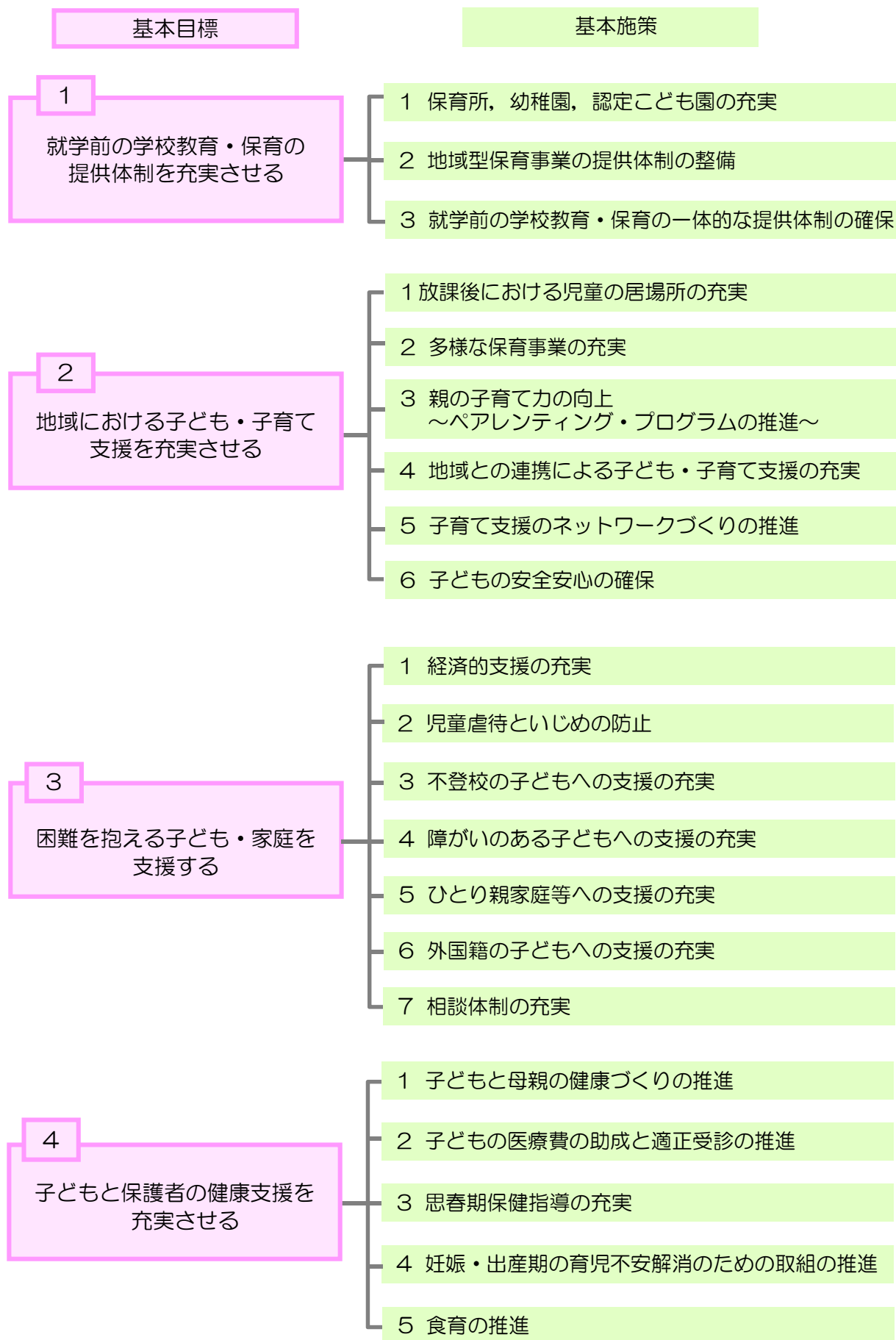
### 幼児期の学校教育・保育提供区域の設定とは

子ども・子育て支援法では、市町村が地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の学校教育・保育の利用状況、学校教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定める必要があることを定義しています。

本計画では、市全域を一つの区域として、学校教育・保育提供区域として設定します。総社市は、市内における道路交通網が整備されており、市の端から端へ移動したとしても、車で概ね30分程度で移動できる環境にあります。また、市民の就労場所は倉敷市や岡山市が多いことから、保育所利用者の動線は、市中央部から南、もしくは東に延びており、保育所等の分布状況によれば、居住地区以外の保育所の利用もしやすい状況です。また、市全域を区域とした場合、児童数及び事業量に偏りなく見込み量を算出でき、学校教育・保育の提供体制の確保及びその実施時期の見込みがたてやすくなります。

このような現状を踏まえ、市全域を一つの区域とし、今後の需要の変化に適切に対応し、多様なサービス提供を推進します。

## 4 計画の体系



5

ワーク・ライフ・バランスを  
推進する

1 子育て支援の職場環境づくりの促進と若者の就  
労支援の充実

2 家庭における男女共同参画の推進

6

次代を担う子どもの  
生きる力を育む

1 子どもの生きる力の育成

2 若い世代からの親育ちの支援

